第四条の七第六項、第五条の二の六第六項、第五条の六第十三項、第五条の九第六項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権とする。

［一～五　略］

［2～4　略］

（特定持株会社に係る届出事項等）

第五条の四　［略］

2　特定持株会社（法第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、同項の規定による届出（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社（令第六条の三第二項に規定する長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。）である場合にあつては、令第六条の四の規定による届出）をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出するものとする。

［一～三　略］

3　特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社は、令第六条の四ただし書の規定による届出の期限の延長の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出するものとする。

4　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国の持株会社が令第六条の四ただし書の規定による届出の期限の延長をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5　特定持株会社は、法第十六条の二の四第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出するものとする。

［一～三　略］

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第五条の六　［略］

［2～11　略］

12　法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により長期信用銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一　証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

四条第四項並びに前条第十五項、第四条の七第六項、第五条の二の六第六項、第五条の六第十三項、第五条の九第六項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権とする。

［一～五　同上］

［2～4　同上］

（特定持株会社に係る届出事項等）

第五条の四　［同上］

2　特定持株会社（法第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、法第十六条の二の四第二項の規定による届出（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社（銀行法施行令第十六条の四に規定する長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。）である場合にあつては、銀行法施行令第十六条の五の規定による届出）をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　同上］

3　特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社は、銀行法施行令第十六条の五ただし書の規定による届出の期限の延長の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国の持株会社が銀行法施行令第十六条の五ただし書の規定による届出の期限の延長をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5　特定持株会社は、法第十六条の二の四第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　同上］

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第五条の六　［同上］

［2～11　同上］

12　［同上］

一　証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）